

# さいたま市特別職報酬等審議会

## < 第 1 回 資料 >

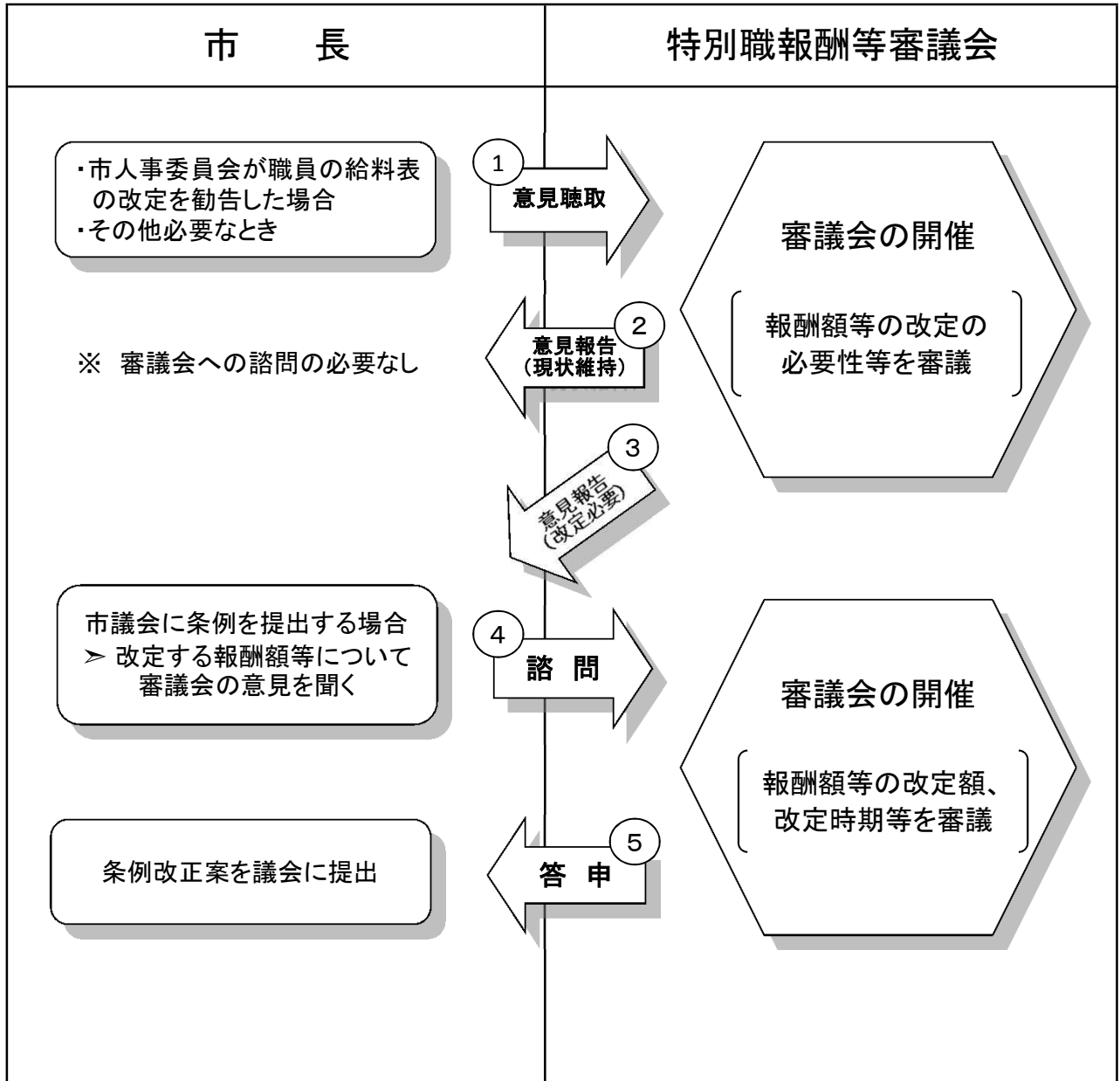
開催日：平成25年10月16日（水）

場 所：ときわ会館 5階 中ホール

# ＜資料目次＞

<b>1. 特別職報酬等審議会の流れ及び審議結果等</b>	
・ 特別職報酬等審議会の流れ	1
・ 特別職報酬等審議会の審議結果と特別職の報酬等の改定状況等	2
・ 一般職職員の給与の改定の仕組み	3
<b>2. 政令指定都市の特別職職員の給料等</b>	
・ 政令指定都市の市長及び副市長の給料額等	5
・ 政令指定都市の市議会議員の議員報酬等（議長、副議長、議員）	9
・ 政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数	14
<b>3. 市議会議員の活動状況（審議日数等）</b>	
・ 政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ（平成24年度実績）	17
・ さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ	18
・ さいたま市の議案等審議件数（3ヵ年）	19
・ 平成24年議会運営状況	20
・ 議員の活動内容	22
・ 地方議会・地方議員の在り方について	23
・ 地方議会議員の法的位置付けについて	24
<b>4. 消費者物価指数</b>	
・ 平成24年平均消費者物価地域差指数	25
・ さいたま市の消費者物価指数（年平均）の推移	27
<b>5. 財政状況</b>	
・ さいたま市の財政状況	28

# 特別職報酬等審議会の流れ



## 特別職報酬等審議会の審議結果と特別職の報酬等の改定状況等

年度	特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等				特別職の報酬等の改定状況		【参考】一般職職員の給与の改定状況				【参考】国の指定職（事務次官等）			
	開催回数	審議結果等		その他		報酬額等	その他	月例給		期末・勤勉手当（ボーナス）		期末・勤勉手当（ボーナス）		
		審議結果	理由	審議結果	理由			改定率（％）	累計（％）	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数	
16	5回	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市権能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを答申	—	—	H16.7.1～ ・市長 1,310,000円 ・副市長 1,030,000円 ・議長 1,030,000円 ・副議長 920,000円 ・議員 850,000円	—	(据置き)	0.00	(据置き)	4.40月	(据置き)	3.30月	
17								△ 0.45 (引下げ)	△ 0.45	0.05月 (引上げ)	4.45月	0.05月 (引上げ)	3.35月	
18			特別職報酬等審議会の開催なし						△ 0.11 (引下げ)	△ 0.56	(据置き)	4.45月	(据置き)	3.35月
19	4回	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答申	—	—	H20.1.1～ (5.1%引下げ) ・市長 1,243,000円 ・副市長 977,000円 ・議長 977,000円 ・副議長 873,000円 ・議員 807,000円	—	給与制度の見直し △4.60 給与改定分 0.06	△ 5.10	0.05月 (引上げ)	4.50月	(据置き)	3.35月	
20	1回	据置き	他の政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与の改定が据え置かれたことを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	—	—	—	—	(据置き)	0.00	(据置き)	4.50月	(据置き)	3.35月	
21	2回	据置き	他の政令指定都市の報酬等と本市の状況を比較すると、すべて平均額を下回っていることを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	(期末手当) 引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申	—	(期末手当の年間支給月数) H21.12.1～ (0.20月引下げ) ・市長、副市長 3.10月 ・市議会議員 3.10月	△ 0.19 (引下げ)	△ 0.19	△0.35月 (引下げ)	4.15月	△0.25月 (引下げ)	3.10月	
22	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、平成19年度の改定時には、一般職職員の給与改定率を累積して引下げ改定を行った経緯を考慮し、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	(期末手当) 引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申	—	(期末手当の年間支給月数) H22.12.1～ (0.15月引下げ) ・市長、副市長 2.95月 ・市議会議員 2.95月	△ 0.28 (引下げ)	△ 0.47	△0.20月 (引下げ)	3.95月	△0.15月 (引下げ)	2.95月	
23	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	—	—	—	—	△ 0.30 (引下げ)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月	
24	1回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、現時点では引下げをするには至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—	—	—	(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月	

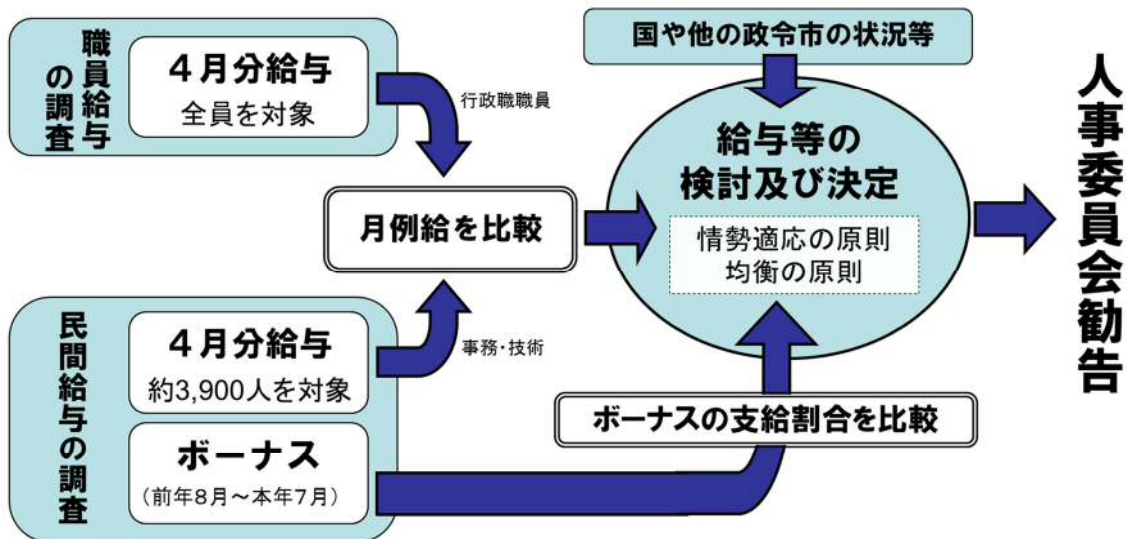
※ 特別職報酬等審議会は、平成18年度までは必要に応じて開催。平成19年度以降は常設化を図り毎年開催。

# 一般職職員の給与の改定の仕組み

## 1 市人事委員会による給与勧告

### ① 給与勧告の手順

- (1) 4月分の月例給を比較  
さいたま市職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査・比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を実施。
- (2) ボーナスを比較  
民間のボーナス(前年8月から本年7月まで)の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を実施。



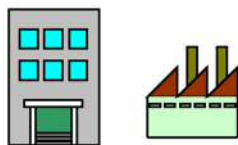
### ② 民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間従業員の給与を調査している。

#### 平成25年職種別民間給与実態調査

(H25. 5. 1~6. 18に実施)

調査対象の事業所  
(いわゆる正社員が50人以上の事業所)



市内440事業所中

120事業所

調査した従業員

(パート・アルバイト・契約社員などを除く。)



事務・技術

3,526人

医療・教育等

343人

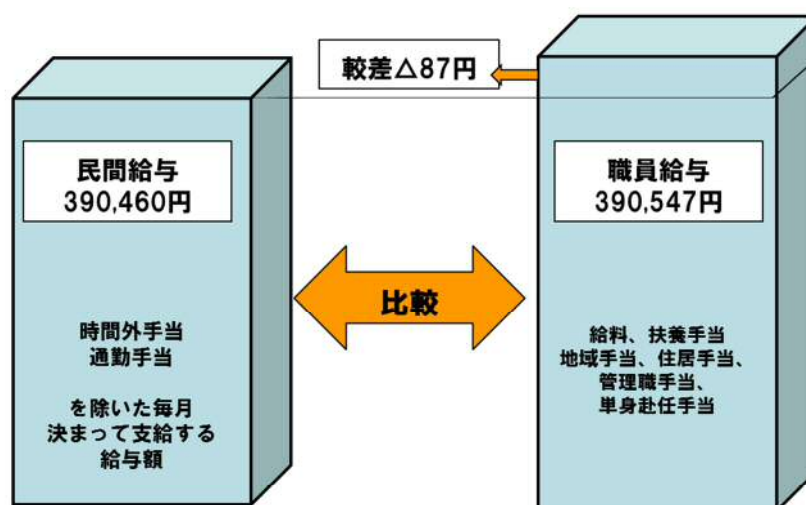
事業所ごとのボーナスの調査  
(H24. 8~H25. 7支給分)

従業員ごとの4月分給与の調査

### ③ 民間給与との較差に基づく給与改定の決定

#### ・月例給

平成25年の較差は△87円(△0.02%)と極めて小さいため、改定の見送りを決定。



#### ・特別給（ボーナス）

支給割合が均衡していることから、改定の見送りを決定。

### ④ 給与勧告

③で決定した事項等について、市議会、市長に勧告・報告。

平成 25 年は、月例給・特別給ともに改定を見送る（据え置き）内容の報告。

## 2 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

★ 改定が必要な場合には、

- 職員団体との交渉
- 関係条例改正案の議会への提案
- 条例公布、給与改定の実施

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

< 市長 >

(単位:円)

区分	改 定 前		現 行			年間支給額			
	給料月額	適用日	給料月額	改定率	適用日	給料	地域手当	期末手当	合計
札幌市	1,140,000	S63.10.1	1,280,000	12.3%	H4.12.1	15,360,000	460,800	5,611,136	21,431,936
仙台市	1,330,000	H8.10.1	1,310,000	-1.5%	H18.4.1	15,720,000	943,200	5,881,769	22,544,969
新潟市	1,169,000	H16.4.1	1,163,000	-0.5%	H18.4.1	13,956,000	0	4,117,020	18,073,020
千葉市	1,250,000	H8.1.1	1,190,000	-4.8%	H18.7.1	14,280,000	1,428,000	6,204,660	21,912,660
川崎市	1,330,000	H9.1.1	1,250,000	-6.0%	H19.4.1	15,000,000	1,800,000	5,877,875	22,677,875
横浜市	1,453,000	H20.4.1	1,428,000	-1.7%	H23.4.1	17,136,000	2,056,320	7,676,927	26,869,247
相模原市	1,088,000	H5.4.1	1,142,000	5.0%	H9.4.1	13,704,000	1,301,880	5,268,959	20,274,839
静岡市	1,160,000	H15.4.1	1,250,000	7.8%	H19.4.1	15,000,000	0	5,850,000	20,850,000
浜松市	1,160,000	H15.1.1	1,277,000	10.1%	H19.4.1	15,324,000	0	5,344,245	20,668,245
名古屋市	1,494,000	H18.4.1	1,467,000	-1.8%	H19.4.1	17,604,000	1,760,400	6,794,410	26,158,810
京都市	1,300,000	H3.12.1	1,390,000	6.9%	H8.7.1	16,680,000	1,668,000	6,437,785	24,785,785
大阪市	1,500,000	H18.1.1	1,420,000	-5.3%	H23.1.1	17,040,000	1,704,000	7,403,880	26,147,880
堺市	1,090,000	H4.4.1	1,190,000	9.2%	H9.4.1	14,280,000	1,428,000	6,204,660	21,912,660
神戸市	1,250,000	S63.9.1	1,410,000	12.8%	H4.5.1	16,920,000	1,692,000	7,258,680	25,870,680
岡山市	1,240,000	H8.4.1	1,160,000	-6.5%	H21.8.1	13,920,000	403,680	5,657,854	19,981,534
広島市	1,280,000	H6.4.1	1,310,000	2.3%	H8.1.1	15,720,000	471,600	6,395,682	22,587,282
北九州市	1,180,000	H2.4.1	1,340,000	13.6%	H6.4.1	16,080,000	482,400	5,677,446	22,239,846
福岡市	1,350,000	H6.4.1	1,300,000	-3.7%	H21.4.1	15,600,000	1,560,000	6,020,950	23,180,950
熊本市	1,137,000	H23.4.1	1,132,000	-0.4%	H24.4.1	13,584,000	0	4,007,280	17,591,280
平均	1,257,947	—	1,284,684	2.1%	—	15,416,211	1,008,436	5,983,748	22,408,395
さいたま市	1,310,000	H16.7.1	1,243,000	-5.1%	H20.1.1	14,916,000	1,789,920	5,844,958	22,550,878

< 参考 >

埼玉県知事	1,440,000	H8.10.1	1,420,000	-1.4%	H18.4.1	17,040,000	0	6,074,050	23,114,050
-------	-----------	---------	-----------	-------	---------	------------	---	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

< 副市長 >

(単位:円)

区分	改定前		現行			年間支給額			
	給料月額	適用日	給料月額	改定率	適用日	給料	地域手当	期末手当	合計
札幌市	920,000	S63.10.1	1,030,000	12.0%	H4.12.1	12,360,000	370,800	4,515,211	17,246,011
仙台市	1,030,000	H8.10.1	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	12,240,000	734,400	4,579,698	17,554,098
新潟市	944,000	H16.4.1	939,000	-0.5%	H18.4.1	11,268,000	0	3,324,060	14,592,060
千葉市	1,010,000	H8.1.1	960,000	-5.0%	H18.7.1	11,520,000	1,152,000	5,005,440	17,677,440
川崎市	1,060,000	H9.1.1	990,000	-6.6%	H19.4.1	11,880,000	1,425,600	4,655,277	17,960,877
横浜市	1,168,000	H20.4.1	1,148,000	-1.7%	H23.4.1	13,776,000	1,653,120	6,171,647	21,600,767
相模原市	891,000	H5.4.1	935,000	4.9%	H9.4.1	11,220,000	1,065,900	4,313,903	16,599,803
静岡市	—	—	940,000	—	H15.4.1	11,280,000	0	4,399,200	15,679,200
浜松市	931,000	H15.1.1	928,000	-0.3%	H19.4.1	11,136,000	0	3,883,680	15,019,680
名古屋市	1,161,000	H19.4.1	1,100,000	-5.3%	H22.4.1	13,200,000	1,320,000	5,094,650	19,614,650
京都市	1,030,000	H3.12.1	1,100,000	6.8%	H8.7.1	13,200,000	1,320,000	5,094,650	19,614,650
大阪市	1,190,000	H18.1.1	1,130,000	-5.0%	H23.1.1	13,560,000	1,356,000	5,891,820	20,807,820
堺市	900,000	H4.4.1	990,000	10.0%	H9.4.1	11,880,000	1,188,000	5,161,860	18,229,860
神戸市	980,000	S63.9.1	1,110,000	13.3%	H4.5.1	13,320,000	1,332,000	5,714,280	20,366,280
岡山市	990,000	H8.4.1	920,000	-7.1%	H21.8.1	11,040,000	320,160	4,487,263	15,847,423
広島市	1,020,000	H6.4.1	1,050,000	2.9%	H8.1.1	12,600,000	378,000	5,126,310	18,104,310
北九州市	930,000	H2.4.1	1,060,000	14.0%	H6.4.1	12,720,000	381,600	4,491,114	17,592,714
福岡市	1,080,000	H6.4.1	1,040,000	-3.7%	H21.4.1	12,480,000	1,248,000	4,816,760	18,544,760
熊本市	887,000	H23.4.1	883,000	-0.5%	H24.4.1	10,596,000	0	3,125,820	13,721,820
平均	1,006,778	—	1,014,368	0.8%	—	12,172,421	802,399	4,729,086	17,703,906
さいたま市	1,030,000	H16.7.1	977,000	-5.1%	H20.1.1	11,724,000	1,406,880	4,594,146	17,725,026

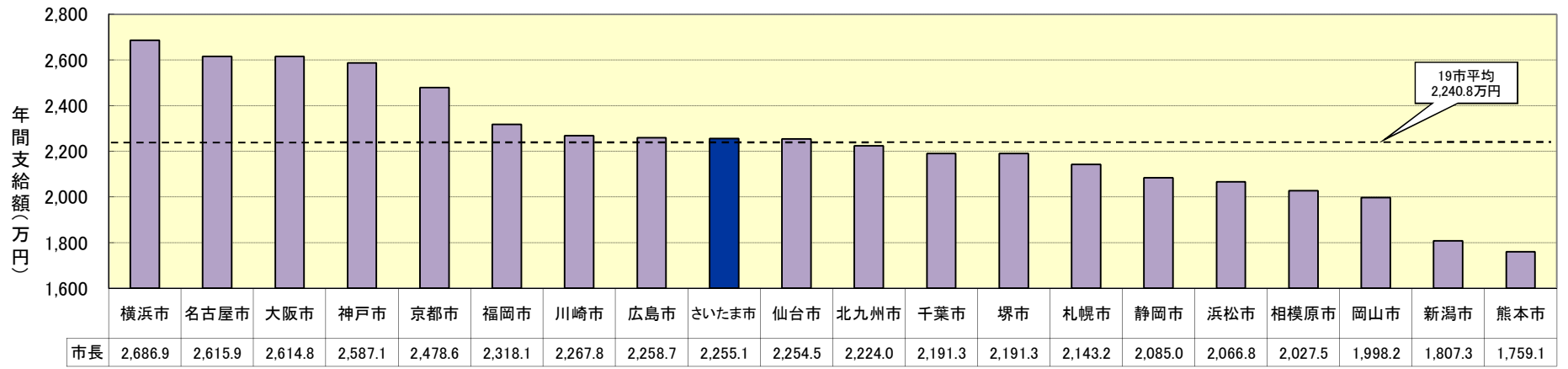
< 参考 >

埼玉県副知事	1,150,000	H8.10.1	1,134,000	-1.4%	H18.4.1	13,608,000	0	4,850,685	18,458,685
--------	-----------	---------	-----------	-------	---------	------------	---	-----------	------------

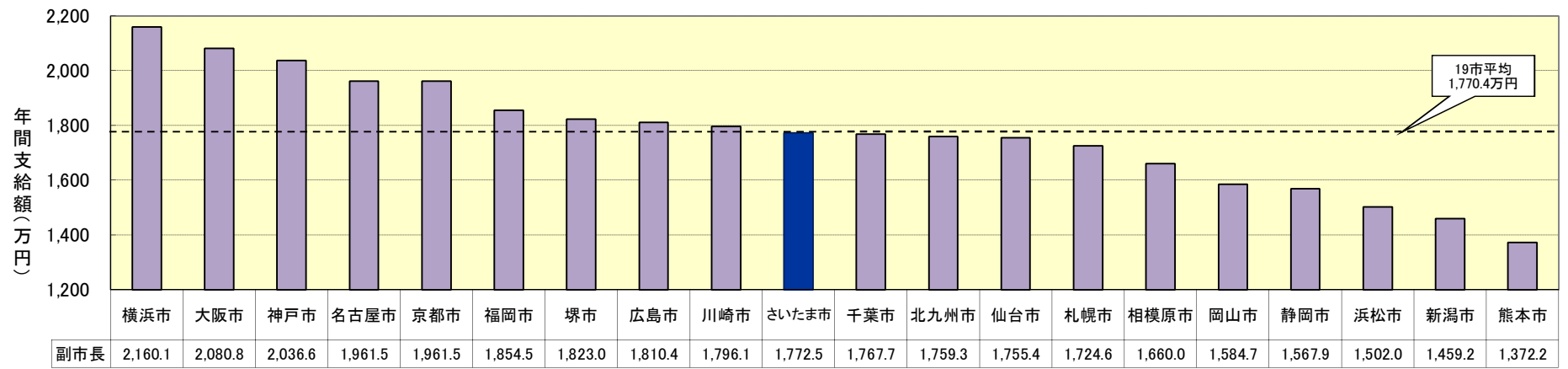


## 政令指定都市の市長及び副市長の年間支給額比較

### 《 市 長 》



### 《 副 市 長 》



## 政令指定都市の市議会議員の議員報酬等

### < 議 長 >

(単位:円)

区 分	改 定 前		現 行			年 間 支 給 額		
	議員報酬月額	適用日	議員報酬月額	改定率	適用日	議員報酬	期末手当	合計
札幌市	930,000	S63.10.1	1,040,000	11.8%	H4.12.1	12,480,000	4,448,600	16,928,600
仙台市	1,030,000	H8.10.1	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	12,240,000	4,363,050	16,603,050
新潟市	782,000	H16.4.1	778,000	-0.5%	H18.4.1	9,336,000	2,754,120	12,090,120
千葉市	980,000	H8.1.1	930,000	-5.1%	H18.7.1	11,160,000	4,408,200	15,568,200
川崎市	1,080,000	H9.1.1	1,030,000	-4.6%	H19.4.1	12,360,000	4,405,825	16,765,825
横浜市	1,200,000	H7.12.1	1,179,000	-1.8%	H23.4.1	14,148,000	5,659,200	19,807,200
相模原市	738,000	H3.12.1	779,000	5.6%	H9.4.1	9,348,000	3,332,172	12,680,172
静岡市	—	—	824,000	—	H15.4.1	9,888,000	3,856,320	13,744,320
浜松市	824,000	H9.4.1	803,000	-2.5%	H15.1.1	9,636,000	3,360,555	12,996,555
名古屋市	1,250,000	H9.7.1	1,225,000	-2.0%	H18.4.1	14,700,000	5,506,375	20,206,375
京都市	1,050,000	H3.12.1	1,120,000	6.7%	H8.7.1	13,440,000	4,790,800	18,230,800
大阪市	1,260,000	H18.1.1	1,200,000	-4.8%	H23.1.1	14,400,000	5,688,000	20,088,000
堺市	900,000	H9.4.1	950,000	5.6%	H20.1.1	11,400,000	4,503,000	15,903,000
神戸市	1,010,000	S63.9.1	1,140,000	12.9%	H4.5.1	13,680,000	5,335,200	19,015,200
岡山市	780,000	H4.4.1	850,000	9.0%	H8.4.1	10,200,000	4,029,000	14,229,000
広島市	1,030,000	H6.4.1	1,060,000	2.9%	H8.1.1	12,720,000	5,024,400	17,744,400
北九州市	960,000	H2.4.1	1,090,000	13.5%	H6.4.1	13,080,000	4,504,425	17,584,425
福岡市	930,000	H2.4.1	1,060,000	14.0%	H6.4.1	12,720,000	4,534,150	17,254,150
熊本市	818,000	H23.4.1	814,000	-0.5%	H24.4.1	9,768,000	2,881,560	12,649,560
平均	975,111	—	994,316	2.0%	—	11,931,789	4,388,682	16,320,471
さいたま市	1,030,000	H16.7.1	977,000	-5.1%	H20.1.1	11,724,000	4,179,117	15,903,117

### < 参 考 >

埼玉県議長	1,160,000	H8.10.1	1,144,000	-1.4%	H18.4.1	13,728,000	4,893,460	18,621,460
-------	-----------	---------	-----------	-------	---------	------------	-----------	------------

## 政令指定都市の市議会議員の議員報酬等

### < 副議長 >

(単位:円)

区分	改定前		現行			年間支給額		
	議員報酬月額	適用日	議員報酬月額	改定率	適用日	議員報酬	期末手当	合計
札幌市	850,000	S63.10.1	950,000	11.8%	H4.12.1	11,400,000	4,063,625	15,463,625
仙台市	920,000	H8.10.1	910,000	-1.1%	H18.4.1	10,920,000	3,892,525	14,812,525
新潟市	704,000	H16.4.1	700,000	-0.6%	H18.4.1	8,400,000	2,478,000	10,878,000
千葉市	880,000	H8.1.1	840,000	-4.5%	H18.7.1	10,080,000	3,981,600	14,061,600
川崎市	960,000	H9.1.1	920,000	-4.2%	H19.4.1	11,040,000	3,935,300	14,975,300
横浜市	1,080,000	H7.12.1	1,061,000	-1.8%	H23.4.1	12,732,000	5,092,800	17,824,800
相模原市	672,000	H3.12.1	713,000	6.1%	H9.4.1	8,556,000	3,049,857	11,605,857
静岡市	—	—	735,000	—	H15.4.1	8,820,000	3,439,800	12,259,800
浜松市	735,000	H9.4.1	717,000	-2.4%	H15.1.1	8,604,000	3,000,645	11,604,645
名古屋市	1,100,000	H9.7.1	1,078,000	-2.0%	H18.4.1	12,936,000	4,845,610	17,781,610
京都市	960,000	H3.12.1	1,030,000	7.3%	H8.7.1	12,360,000	4,405,825	16,765,825
大阪市	1,120,000	H18.1.1	1,060,000	-5.4%	H23.1.1	12,720,000	5,024,400	17,744,400
堺市	750,000	H4.4.1	850,000	13.3%	H9.4.1	10,200,000	4,029,000	14,229,000
神戸市	920,000	S63.9.1	1,040,000	13.0%	H4.5.1	12,480,000	4,867,200	17,347,200
岡山市	710,000	H4.4.1	770,000	8.5%	H8.4.1	9,240,000	3,649,800	12,889,800
広島市	910,000	H6.4.1	930,000	2.2%	H8.1.1	11,160,000	4,408,200	15,568,200
北九州市	860,000	H2.4.1	980,000	14.0%	H6.4.1	11,760,000	4,049,850	15,809,850
福岡市	850,000	H2.4.1	970,000	14.1%	H6.4.1	11,640,000	4,149,175	15,789,175
熊本市	745,000	H23.4.1	741,000	-0.5%	H24.4.1	8,892,000	2,623,140	11,515,140
平均	873,667	—	894,474	2.4%	—	10,733,684	3,946,650	14,680,334
さいたま市	920,000	H16.7.1	873,000	-5.1%	H20.1.1	10,476,000	3,734,257	14,210,257

### < 参考 >

埼玉県副議長	1,030,000	H8.10.1	1,016,000	-1.4%	H18.4.1	12,192,000	4,345,940	16,537,940
--------	-----------	---------	-----------	-------	---------	------------	-----------	------------

## 政令指定都市の市議会議員の議員報酬等

### < 議員 >

(単位:円)

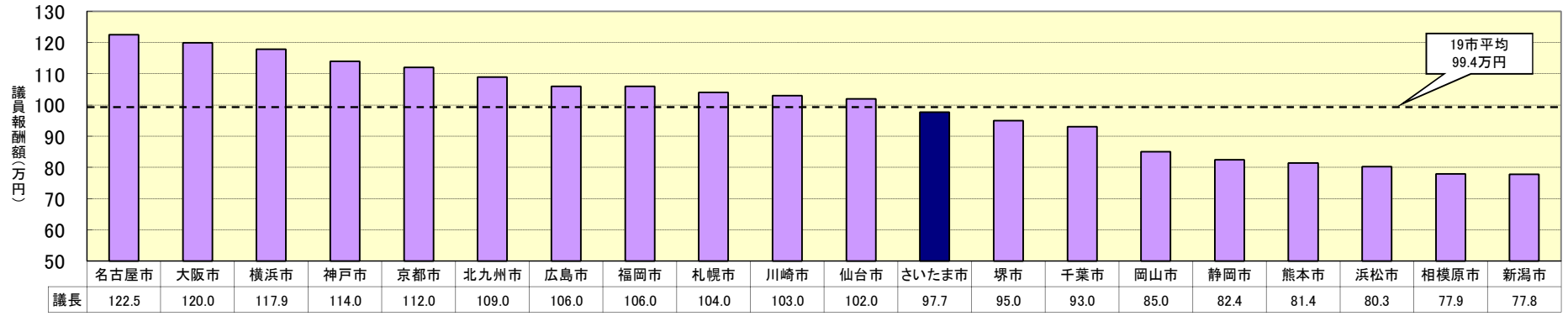
区分	改定前		現行			年間支給額		
	議員報酬月額	適用日	議員報酬月額	改定率	適用日	議員報酬	期末手当	合計
札幌市	760,000	S63.10.1	860,000	13.2%	H4.12.1	10,320,000	3,678,650	13,998,650
仙台市	850,000	H8.10.1	840,000	-1.2%	H18.4.1	10,080,000	3,593,100	13,673,100
新潟市	656,000	H16.4.1	653,000	-0.5%	H18.4.1	7,836,000	2,311,620	10,147,620
千葉市	810,000	H8.1.1	770,000	-4.9%	H18.7.1	9,240,000	3,649,800	12,889,800
川崎市	870,000	H9.1.1	830,000	-4.6%	H19.4.1	9,960,000	3,550,325	13,510,325
横浜市	970,000	H7.12.1	953,000	-1.8%	H23.4.1	11,436,000	4,574,400	16,010,400
相模原市	638,000	H3.12.1	670,000	5.0%	H9.4.1	8,040,000	2,865,925	10,905,925
静岡市	—	—	663,000	—	H15.4.1	7,956,000	3,102,840	11,058,840
浜松市	665,000	H9.4.1	648,000	-2.6%	H15.1.1	7,776,000	2,711,880	10,487,880
名古屋市	1,010,000	H9.7.1	990,000	-2.0%	H18.4.1	11,880,000	4,450,050	16,330,050
京都市	890,000	H3.12.1	960,000	7.9%	H8.7.1	11,520,000	4,106,400	15,626,400
大阪市	1,020,000	H18.1.1	970,000	-4.9%	H23.1.1	11,640,000	4,597,800	16,237,800
堺市	680,000	H4.4.1	780,000	14.7%	H9.4.1	9,360,000	3,697,200	13,057,200
神戸市	820,000	S63.9.1	930,000	13.4%	H4.5.1	11,160,000	4,352,400	15,512,400
岡山市	660,000	H4.4.1	710,000	7.6%	H8.4.1	8,520,000	3,365,400	11,885,400
広島市	840,000	H6.4.1	860,000	2.4%	H8.1.1	10,320,000	4,076,400	14,396,400
北九州市	770,000	H2.4.1	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3,636,600	14,196,600
福岡市	770,000	H2.4.1	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3,764,200	14,324,200
熊本市	674,000	H23.4.1	671,000	-0.4%	H24.4.1	8,052,000	2,375,340	10,427,340
平均	797,389	—	816,737	2.4%	—	9,800,842	3,603,175	13,404,017
さいたま市	850,000	H16.7.1	807,000	-5.1%	H20.1.1	9,684,000	3,451,942	13,135,942

### < 参考 >

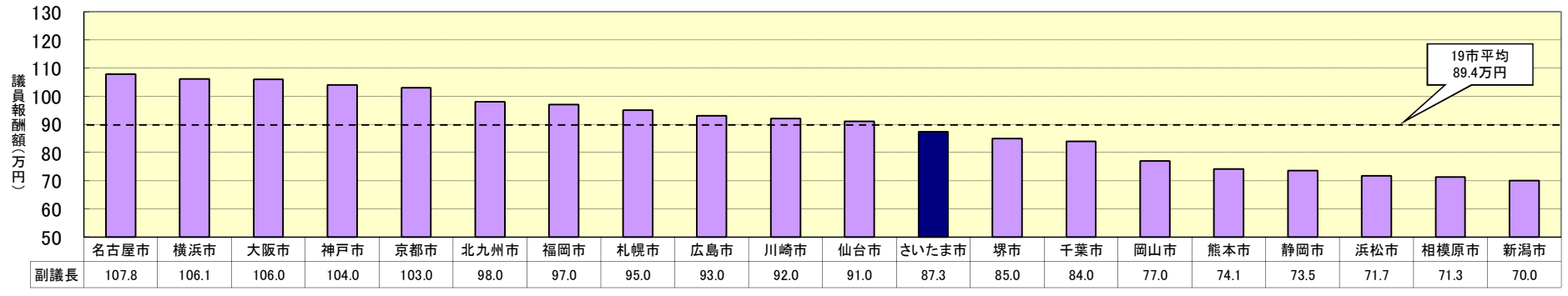
埼玉県議員	940,000	H8.10.1	927,000	-1.4%	H18.4.1	11,124,000	3,965,242	15,089,242
-------	---------	---------	---------	-------	---------	------------	-----------	------------

# 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額比較

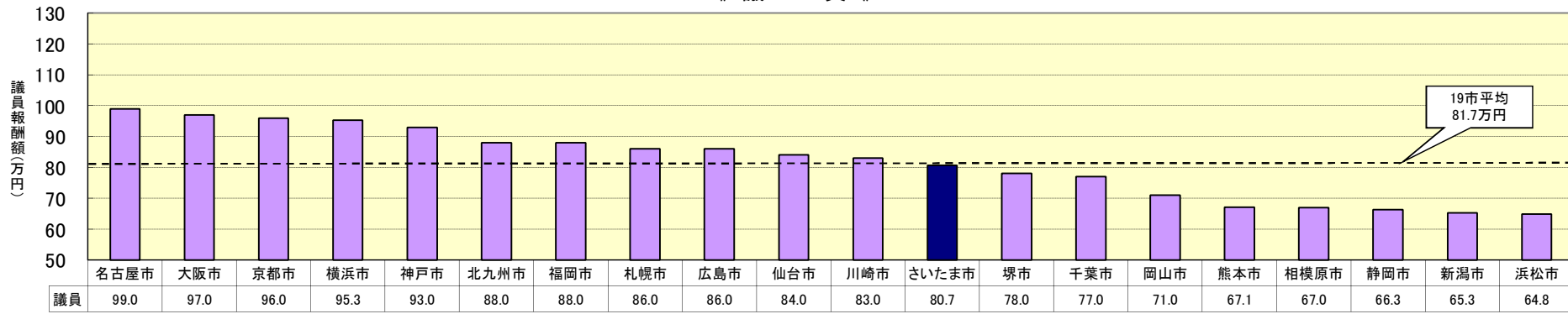
## 《 議 長 》



## 《 副 議 長 》

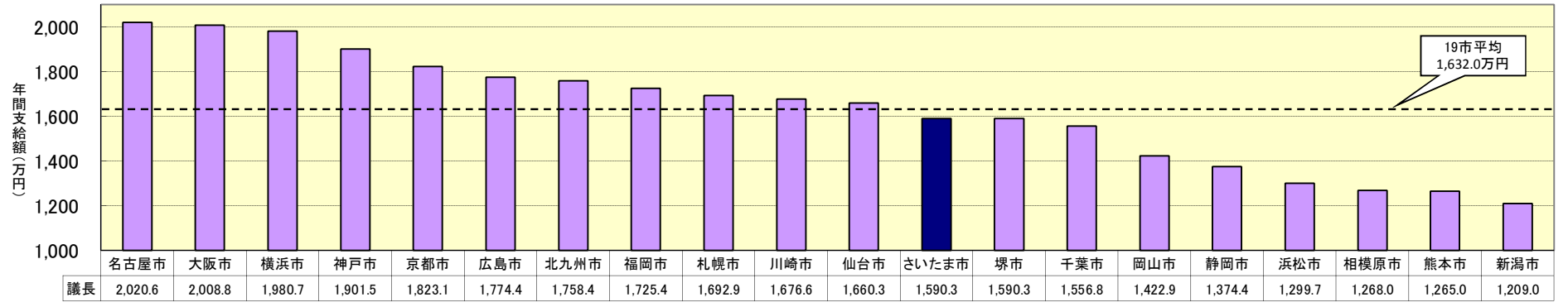


## 《 議 員 》

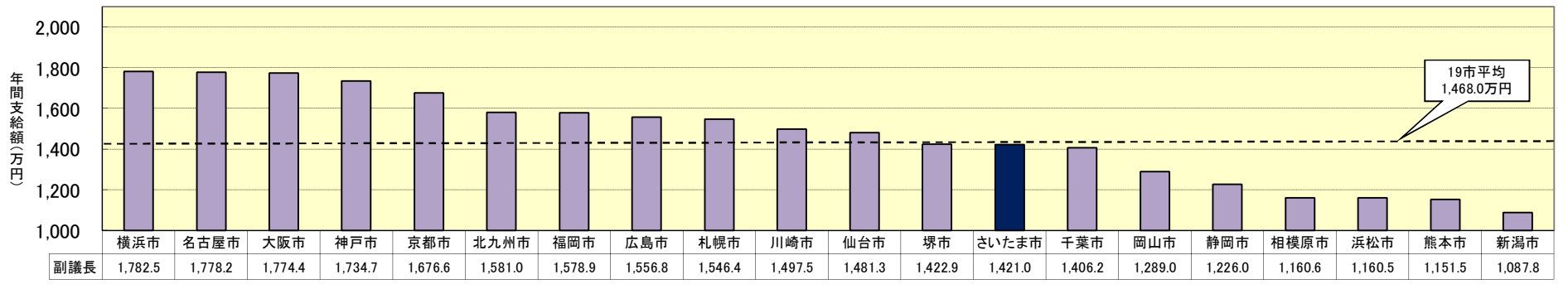


# 政令指定都市の市議会議員の年間支給額比較

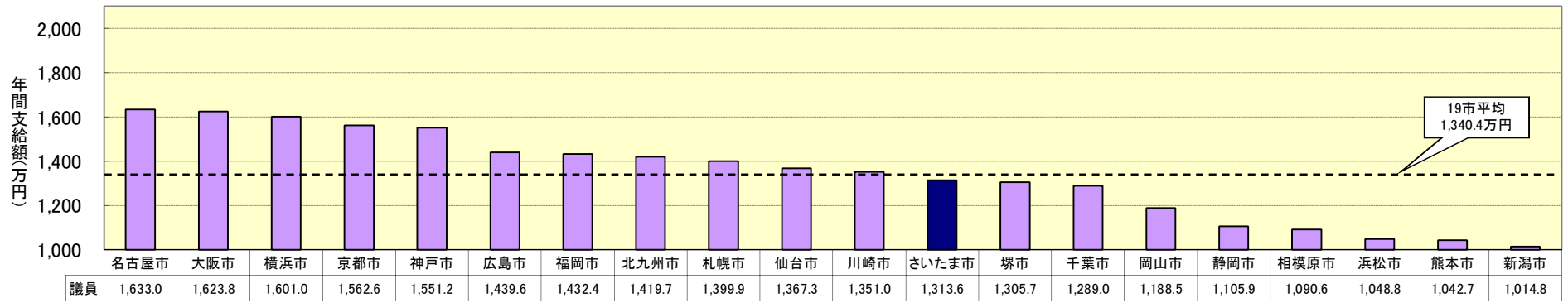
## 《 議 長 》



## 《 副 議 長 》



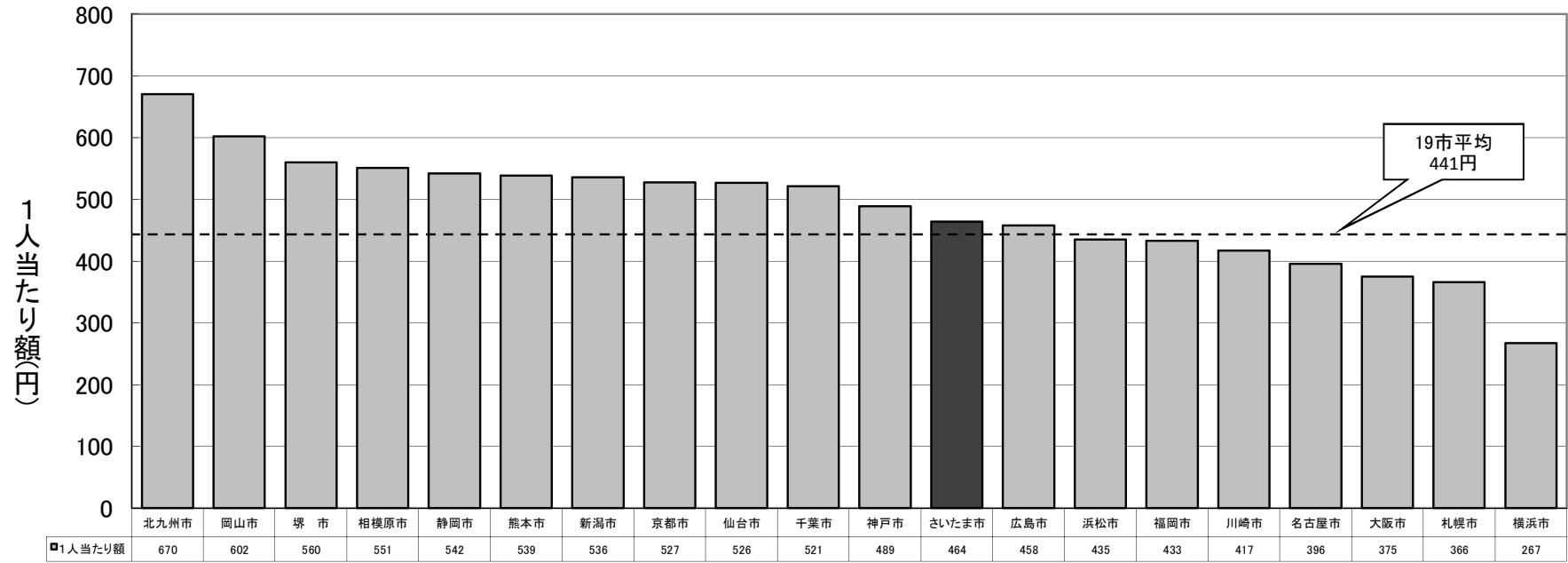
## 《 議 員 》



政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数

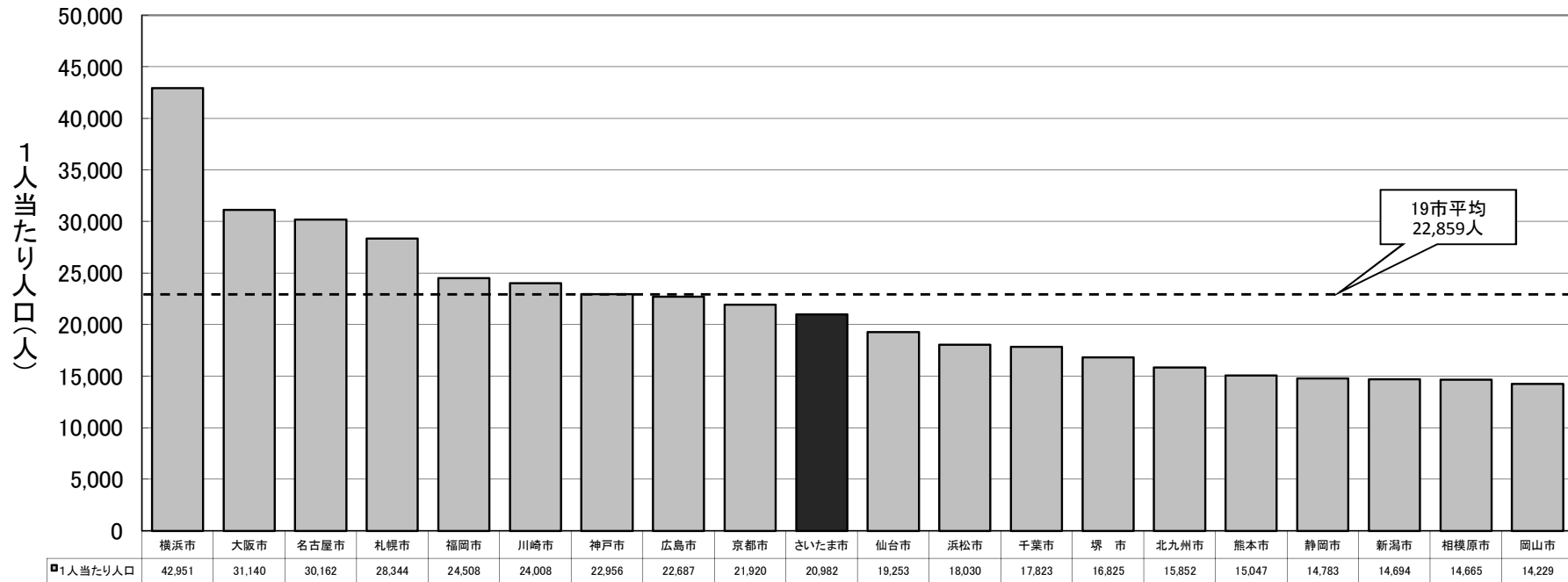
都市名	推計人口(人) (H25.4.1)	面積 (km <sup>2</sup> )	行政区の数	議員定数等(人)		報酬総額(円) (年額)	市民1人当たり報酬額(円) (報酬総額/人口)	議員1人当たり人口(人) (人口/現員数)
				条例	現員数 (H25.7.1)			
札幌市	1,927,371	1,121.12	10	68	68	705,000,000	366	28,344
仙台市	1,058,939	785.85	5	55	55	557,400,000	526	19,253
新潟市	808,163	726.10	8	56	55	433,044,000	536	14,694
千葉市	962,424	272.08	6	54	54	501,720,000	521	17,823
川崎市	1,440,474	144.35	7	60	60	601,080,000	417	24,008
横浜市	3,693,788	435.17	18	86	86	987,504,000	267	42,951
相模原市	718,602	328.83	3	49	49	395,784,000	551	14,665
静岡市	709,561	1,411.93	3	48	48	384,684,000	542	14,783
浜松市	793,311	1,558.04	7	46	44	344,832,000	435	18,030
名古屋市	2,262,176	326.43	16	75	75	894,876,000	396	30,162
京都市	1,468,649	827.90	11	69	67	774,600,000	527	21,920
大阪市	2,678,051	223.00	24	86	86	1,004,880,000	375	31,140
堺市	841,253	149.99	7	52	50	470,880,000	560	16,825
神戸市	1,538,047	552.83	9	69	67	751,560,000	489	22,956
岡山市	711,435	789.92	4	52	50	428,400,000	602	14,229
広島市	1,179,744	905.41	8	55	52	539,880,000	458	22,687
北九州市	966,976	489.56	7	61	61	647,880,000	670	15,852
福岡市	1,494,978	341.70	7	62	61	647,400,000	433	24,508
熊本市	737,294	389.54	5	48	49	397,104,000	539	15,047
平均	1,367,960	619.99	8.7	60.6	59.8	603,605,684	441	22,859
さいたま市	1,237,963	217.49	10	60	59	574,188,000	464	20,982

### 政令指定都市における市民1人当たりの議員報酬額の比較





### 政令指定都市における議員 1 人当たりの人口の比較



政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ(平成24年度実績)

		札幌市	仙台市	新潟市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	19市 (平均)	さいたま市
本会議	議会開催数	5	5	5	4	4	4	5	5	4	6	5	5	4	4	6	5	5	5	4	4.7	5
	本会議日数	27	35	29	41	22	19	30	22	24	28	18	25	23	17	38	22	27	24	26	26.2	34
常任委員会	委員会数	6	5	4	5	5	8	5	6	5	6	5	6	6	6	6	6	6	5	7	5.7	6
	開催日数 (延べ)	75	62	102	34	177	89	39	39	53	75	72	136	24	65	80	57	48	82	86	73.4	125
特別委員会	委員会数	3	5	5	3	-	7	5	5	4	6	-	3	4	2	4	3	-	3	5	3.5	7
	開催日数 (延べ)	50	50	50	30	9	66	28	24	17	29	35	26	45	51	12	35	14	81	22	35.5	63
議会運営委員会	開催日数 (延べ)	28	33	29	12	17	32	27	16	17	33	33	35	20	23	35	21	22	20	15	24.6	42
合計		180	180	210	117	225	206	124	101	111	165	158	222	112	156	165	135	111	207	149	159.7	264

さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ

(単位:日)

		平成22年	平成23年	平成24年
本 会 議 ㉑		29	30	32
常 任 委 員 会	総合政策委員会 (定数13人) (H23～ 定数12人)	28	20	22
	文教委員会 (定数12人)	15	16	17
	市民生活委員会 (定数13人) (H23～ 定数12人)	18	16	23
	保健福祉委員会 (定数13人) (H23～ 定数12人)	20	15	21
	まちづくり委員会 (定数13人) (H23～ 定数12人)	22	13	20
	予算委員会 (定数13人) (H23～ 定数12人)	24	25	26
	開催日数小計(延べ)	127	105	129
平均開催日数 ㉒		21.2	17.5	21.5
特 別 委 員 会	開催日数	35	46	71
	(特別委員会の数)	7	7	8
	平均開催日数 ㉓	5.0	6.6	8.9
合 計 (㉑+㉒+㉓)		55.2	54.1	62.4

【参考】

		平成22年	平成23年	平成24年
議会運営委員会 (定数13人) (H23～ 定数12人) ㉔		46	39	39

※ 平成23年の統一地方選挙より議員数が60人となり委員会条例の定数部分を改正しました。

さいたま市の議案等審議件数(3ヵ年)

		市長提出	議員提出	委員会提出	請 願	合 計
平成22年	2月定例会	97	2	4	18	121
	6月定例会	41	5	2	61	109
	9月定例会	31	3	3	14	51
	12月定例会	42	6	3	19	70
	計	211	16	12	112	351
平成23年	2月定例会	68	13	3	16	100
	5月臨時会	6	6	0	0	12
	6月定例会	29	2	3	9	43
	9月定例会	38	5	4	11	58
	12月定例会	42	7	6	21	76
	計	183	33	16	57	289
平成24年	2月定例会	88	8	3	28	127
	5月臨時会	8	1	1	1	11
	6月定例会	18	2	5	19	44
	9月定例会	27	15	3	21	66
	12月定例会	59	7	0	21	87
	計	200	33	12	90	335

## 平成 24年 議会運営状況

### 1. 定例会の日程

区 分	会 期			本会議日数	
2月定例会	2月7日	～	3月16日	39日間	8日間
5月臨時会	5月2日			1日間	1日間
6月定例会	6月6日	～	6月29日	24日間	8日間
9月定例会	9月12日	～	10月23日	42日間	8日間
12月定例会	11月28日	～	12月21日	24日間	7日間
合 計				130日間	32日間

### 2. 議案審議結果

区 分	議 案 内 容 等	審 議 結 果	件 数	
2月定例会	予算議案	34件	原案可決 33件 修正可決 1件	99件
	条例議案	30件	原案可決 29件 審議未了 1件	
	一般議案	24件	原案可決 10件 同 意 14件	
	議員提出議案	8件	原案可決 6件 否 決 1件 継続審査 1件	
	委員会提出議案	3件	原案可決 3件	
5月臨時会	専決処分報告議案	2件	承 認 2件	10件
	予算議案	1件	原案可決 1件	
	条例議案	4件	原案可決 4件	
	一般議案	1件	原案可決 1件	
	議員提出議案	1件	修正可決 1件	
	委員会提出議案	1件	原案可決 1件	
6月定例会	予算議案	2件	原案可決 2件	25件
	条例議案	6件	原案可決 6件	
	一般議案	10件	原案可決 7件 同 意 3件	
	議員提出議案	2件	原案可決 2件	
	委員会提出議案	5件	原案可決 5件	
9月定例会	予算議案	6件	原案可決 6件	45件
	決算議案	4件	継続審査 4件	
	条例議案	6件	原案可決 6件	
	一般議案	11件	原案可決 10件 同 意 1件	
	議員提出議案	15件	原案可決 12件 継続審査 3件	
	委員会提出議案	3件	原案可決 3件	
12月定例会	専決処分報告議案	1件	承 認 1件	66件
	予算議案	3件	原案可決 3件	
	決算議案	4件	認 定 2件 認定及び原案可決 1件 不 認 定 1件	
	条例議案	39件	原案可決 39件	
	一般議案	12件	原案可決 8件 同 意 4件	
	議員提出議案	7件	原案可決 5件 撤 回 2件	
			計	

3. 請願審議結果

区 分	件数	審 査 結 果	備 考
2月定例会	28件	採択	1件
		不採択	23件
		継続審査	2件
		取り下げ	1件
		審議未了	1件
5月臨時会	1件	不採択	1件
6月定例会	19件	採択	1件
		不採択	9件
		継続審査	6件
		取り下げ	3件
9月定例会	21件	不採択	12件
		継続審査	4件
		取り下げ	4件
		審議未了	1件
12月定例会	21件	不採択	14件
		継続審査	7件
計	90件		

# 議員の活動内容

平成25年8月31日現在

## 1. 議会活動

### (1) 地方自治法に規定されている会議

(平成25年)	※1月～8月
・本会議	19日
・常任委員会	延べ70回
・特別委員会	延べ24回
・議会運営委員会	延べ20回

### (2) その他の会議（地方自治法第100条第12項に該当するもの）

- ・法定外委員会〔例〕議会広報編集委員会
- ・各派代表者会議
- ・常任委員会正副委員長会議
- ・全員協議会 等

## 2. 議員活動（議員の個人活動）

- ・会派会議
- ・会派研修会
- ・議案や質問に関する調査・研究
- ・所属委員会や研究部会ごとの研究
- ・議員連盟活動
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- ・施策研究
- ・市民相談 等

## 3. 正副議長の公務（平成25年1月～8月 243日）

議長	199日	597件	（内休日	55日	103件）
副議長	152日	374件	（内休日	23日	31件）

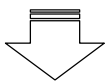
# 地方議会・地方議員の在り方について

## 【地方議会を取り巻く状況】

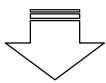
地域の自主性・自立性を高めるための改革推進の必要性



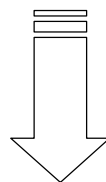
自己決定権の拡大



地方議会の担う役割と責任が増大



地方議会の果たすべき機能の更なる充実・強化



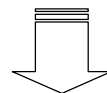
## 【地方議会・地方議員の役割】

- ・事務事業の広範多様化、高度専門化に対応した議員の「专业化」
- ・議員活動領域の拡大

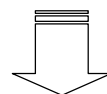
住民の代表者として自主的・自立的に判断  
その責任を住民に対して負う



- ・合議体としての多様性の発揮
- ・調査研究と住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映
- ・説明責任の履行



- ・議会の「監視機能」「調査機能」及び「政策形成機能」を適切に発揮、自主性・自立性・自律性を確保



## 【指定都市議会議員の特性】

### 基礎自治体の議員として

行政の最先端を担う「基礎的な地方公共団体」の議員として、地域住民との密接なコミュニケーションが求められる

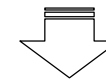
+

### 指定都市の議員として

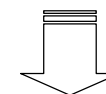
指定都市としての諸機能・行財政能力に基づき、県の行うべき事務領域を担う

↓

活動領域の拡大に加え、人口、経済産業集中による社会資本整備や交通、廃棄物、住宅問題など、指定都市特有の課題に対して、大局的な見地から調査・検討及び判断が求められる



「広い視野」と「細やかな地域配慮」を兼ね備えた指定都市議員の責務の遂行



自主性・自立性・自律性を備えた地方議会の確立



# 地方議会議員の法的位置付けについて

## 【現行の地方議会議員制度の課題】

## 【法的位置付けに向けた動き】

### ◎現行法上の「議員の法的位置付け」

地方分権の進展 →

- ・住民自治の根幹となる地方議会への期待の高まり
- ・議会の「監視機能」「調査機能」「政策形成機能」の強化・充実の要請



現行法令上、議員の職務・職責を明示する規定は無く、「議員報酬」「期末手当」「政務活動費」の支給・交付と議員活動との関係がどのように結び付けられるのか明確化されていない。



**現行制度：議員の活動領域・活動環境は限定的に設定されている  
(法律上、議員の職務・職責は不明確)**

現在の議員の位置付けは、次の点で議員活動の特性を反映していない。

- ① 議員は、首長と同じく直接選挙を経て、首長と対等・平等の関係に立つ議事機関(議会)を構成するが、その議員の活動に当たっての職務や職責が法令に明確に位置付けられていない。
- ② 議員に対する議員報酬、政務活動費などの公費支給と、議員の広範な活動実態との関係性が明確化されていない。  
(議員の活動は、一般的な公務とは異なり、「会期中」「議会内」といった時間的・場所的に限定されるものではない。)



### 地方議会議員の法的位置付けの必要性

#### 【参考】

- ・平成12年地方自治法改正による「政務調査費制度」の創設は、議員の調査研究活動を議員活動の一部と認められたものと解される。
- ・平成20年地方自治法改正により、議会活動の範囲の明確化と、非常勤職員報酬とは別に議員報酬に関する規定が整備された。
- ・平成23年地方自治法改正により、「議員定数の法定上限の撤廃」「議決事件の範囲の拡大」が措置された。
- ・平成24年地方自治法改正により、『議会制度』に係る事項として「会期制度」「議長による臨時会の招集」「百条調査に係る調査要件の厳格化」「本会議における公聴会の開催、参考人の招致」「政務活動費※」に関する規定が、『議会と長との関係』に係る事項として「再議制度の見直し」「専決処分制度の見直し」に関する規定が整備された。

※「政務調査費」の名称を「政務活動費」に、その交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。あわせて、議長に対し用途の透明性の確保に努めることとする努力規定が設けられた。

### ◎地方議会議長会三団体：議員活動を法律上で明確化することを要望



### ◎「第28次地方制度調査会」答申(平成17年12月)

議員について…「公選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきであるとの意見があるが…どのような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係をどのように考えるのか、などの論点があり、引き続き検討する必要がある。



### ◎平成20年地方自治法改正

「議会活動の範囲の明確化」及び「議員報酬」に係る規定を整備。  
ただし、この改正は、議員活動の明確化の一部が実現したに過ぎない。



### ◎「第29次地方制度調査会」答申(平成21年6月)

(議員の位置付けやその職務・職責を法制化すべきとの意見について)今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、…引き続き検討することが必要である。



### ◎平成23年地方自治法改正

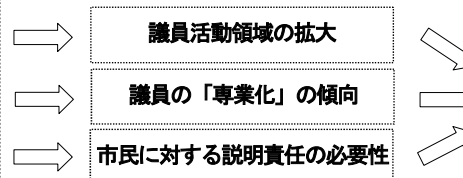
「議員定数の上限数」及び「議決事件の範囲」に係る規定を整備。  
しかしながら、議員の職務・職責に関する法的位置付けは明確化されず。

### ◎平成24年地方自治法改正

議会制度(会期制度、議長による臨時会の招集、百条調査、公聴会・参考人制度、政務活動費など)及び議会と長との関係(再議制度及び専決処分制度の見直し)等に係る規定の整備がなされた。  
ただし、議員の職務・職責に関する法的位置付けは未だ明確化されていない。

### 地方議会議員の法的位置付けのイメージ

議会議員の活動実態



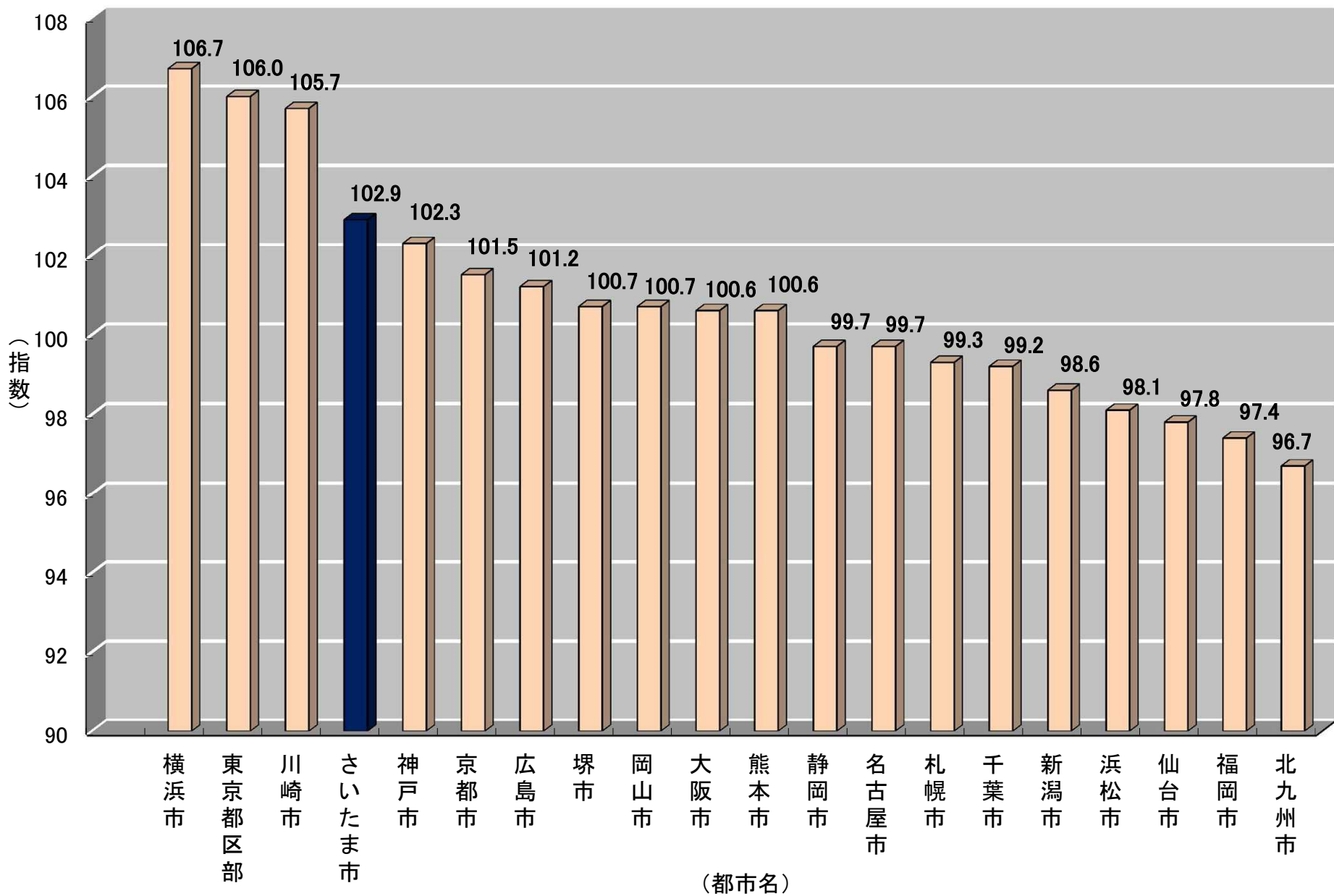
法律上に議員の職務・職責を明確化

## 平成24年平均消費者物価地域差指数

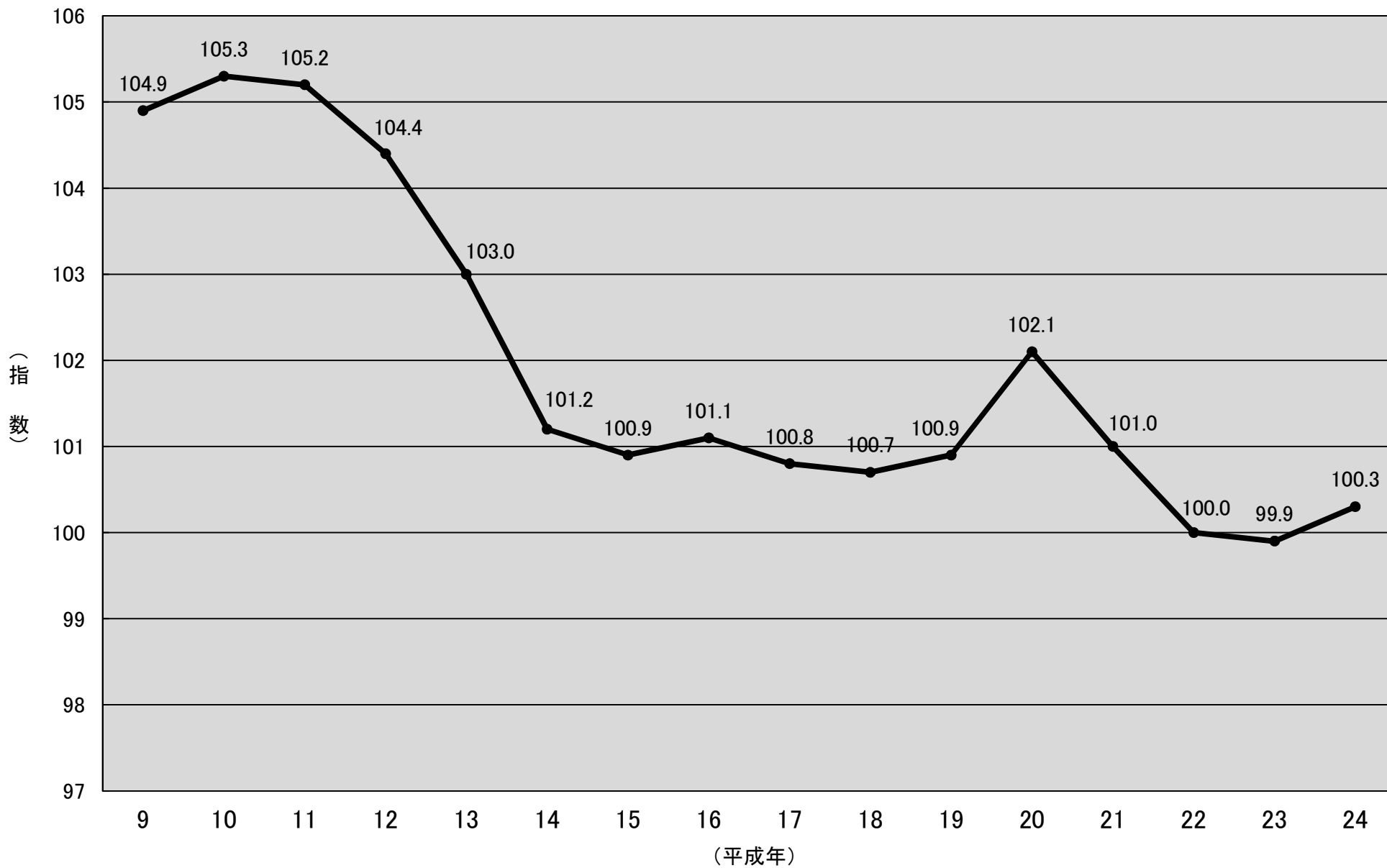
地 域	総 合 〔 持 家 の 帰 属 〕 〔 家 賃 を 除 く 〕	食 料	家賃を除く 総合
51 市 平 均	100.0	100.0	100.0
札 幌 市	99.3	96.7	100.2
仙 台 市	97.8	97.1	98.4
新 潟 市	98.6	98.6	99.1
さいたま市	102.9	102.3	102.6
千 葉 市	99.2	100.1	99.5
東 京 都 区 部	106.0	105.0	103.9
川 崎 市	105.7	104.4	104.2
横 浜 市	106.7	105.8	105.8
静 岡 市	99.7	99.3	100.1
浜 松 市	98.1	97.2	98.8
名 古 屋 市	99.7	99.8	100.0
京 都 市	101.5	100.5	101.9
大 阪 市	100.6	101.2	100.6
堺 市	100.7	101.2	101.1
神 戸 市	102.3	102.7	102.6
岡 山 市	100.7	101.0	101.5
広 島 市	101.2	101.1	101.9
北 九 州 市	96.7	97.6	97.7
福 岡 市	97.4	94.9	98.1
熊 本 市	100.6	101.2	101.5

- ： 1) 総務省統計局「平成24年平均消費者物価地域差指数」より作成。
- 2) 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。
- 3) 消費者物価地域差指数とは、都道府県庁所在市（東京都については東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、浜松市、堺市及び北九州市）の51市について、51市の平均を基準（=100）とした年平均の指数を作成したものである。
- 4) 市の区域は、平成21年8月3日現在の区域による。

平成24年平均消費者物価地域差指数比較(51市平均=100)



さいたま市の消費者物価指数(年平均)の推移



## さいたま市の財政状況

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	政令指定都市 平均(単純) (H23)	19政令指定 都市中の順位 (H23)
財政力指数	0.99	0.972	0.995	1.016	1.033	1.035	1.015	0.995	0.857	3位
経常収支比率 (%)	83	84.9	84.2	86.1	88.3	89.9	90.2	92.3	94.7	6位
実質公債費比率 (%)		12.2	12.1	8.3	7.9	7.2	6.1	5.4	11.8	3位
将来負担比率 (%)					60.6	55.7	47.7	43.1	143.4	2位
地方債残高 (百万円)	305,515	351,027	364,343	369,728	366,432	384,437	399,886	411,035	931,632	6位
市民一人当たりの地方 債残高 (千円/人)	290	299	309	311	306	318	329	336	643	2位

(注1) 数値は、地方財政状況調査(総務省)による。

(注2) 「政令指定都市平均(単純)」は、本市を除いた18市(平成24年4月に政令指定都市となった熊本市を除く。)の平均数値である。

- ※ 財政力指数とは …… 基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いが、超えるほど財政力があるとみられる。
- ※ 経常収支比率とは …… 人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど、新たな行政需要に弾力的に対応できる。
- ※ 実質公債費比率とは …… 財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、25%を超えると国への報告が必要となる。
- ※ 将来負担比率とは …… 財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、400%を超えると国への報告が必要となる。